

教育職員免許法施行細則の一部を改正する規則案について

高校教育課

1 改正の理由

教育職員免許法施行規則等の一部改正に伴い、同法別表第8の単位修得の方法について規定する。

2 改正の内容

教育職員免許法別表第8の規定により免許状の授与を受ける者で、同法施行規則第18条の2の表備考第4号の規定を受けるものの教職経験に応じて必要となる最低修得単位数の内訳を規定する。

3 施行期日

平成29年4月1日

教育職員免許法施行細則の一部を改正する規則(案)

教育職員免許法施行細則（昭和35年長野県教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

第22条を第23条とし、第21条を第22条とし、第20条の次に次の1条を加える。

（省令第18条の2の表の備考第4号の適用による単位の修得方法）

第21条 省令第18条の5の規定により法別表第8の規定による一種免許状又は二種免許状の授与を受けようとする者で、省令第18条の2の表の備考第4号の規定の適用を受けるものの単位の修得方法は、別表第4のとおりとする。

別表第3の次に次の別表を加える。

（別表第4）（第21条関係）

所要資格 受けようとする免許状の種類	有することを必要とする学校の免許状	在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する最低単位数				
				教科に関する科目	教職に関する科目		教科又は教職に関する科目	
					教育課程及び指導法に関する科目	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目		
								各教科の指導法
小学校教諭の二種免許状	幼稚園教諭の普通免許状	1	10		7	1	2	
	中学校教諭の普通免許状	1	9		7		2	
中学校教諭の二種免許状	小学校教諭の普通免許状	1	11	7	2		2	
		2	8	5	1		2	
	高等学校教諭の普通免許状	1	6		1	1	1	3
高等学校教諭の一種免許状	中学校教諭の普通免許状（二種免許状	1	9		1		2	6

	を除く。)							
--	-------	--	--	--	--	--	--	--

(備考) この表の教科に関する科目、教職に関する科目及び教科又は教職に関する科目の単位の修得方法は、省令第18条の2に定める修得方法の例にならうものとする。

様式第22号中「(第21条関係)」を「(第22条関係)」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

教育職員免許法施行細則新旧対照表

改正案	現行
<p>(省令第18条の2の表の備考第4号の適用による単位の修得方法) <u>第21条</u> 省令第18条の5の規定により法別表第8の規定による一種免許状又は二種免許状の授与を受けようとする者で、<u>省令第18条の2の表の備考第4号</u>の規定の適用を受けるものの単位の修得方法は、別表第4のとおりとする。 <u>第22条・第23条</u></p>	<p>(新設) <u>第21条・第22条</u></p>

(別表第4) (第21条関係)

所要資格 受けようとする免許状の種類	有することを必要とする学校の免許状	在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する最低単位数				
				教科に関する科目	教職に関する科目			教科又は教職に関する科目
					教育課程及び指導法に関する科目	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	各教科の指導法	
小学校教諭の二種免許状	幼稚園教諭の普通免許状	1	10		7	1	2	
	中学校教諭の普通免許状	1	9		7		2	
中学校教諭の二種免許状	小学校教諭の普通免許状	1	11	7	2		2	
		2	8	5	1		2	
	高等学校教諭の普通免許状	1	6		1	1	1	3
高等学校教諭の一種免許状	中学校教諭の普通免許状(二種免許状を除く。)	1	9		1		2	6

(備考) この表の教科に関する科目、教職に関する科目及び教科又は教職に関する科目の単位の修得方法は、省令第18条の2に定める修得方法の例にならうものとする。

教育職員免許法施行細則新旧対照表

改正案	現行
(様式第22号) (第22条関係)	(様式第22号) (第21条関係)